



発行 新潟県

第 84 号

平成26年10月28日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1475 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1476 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1477 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 1478 道路の区域変更（道路管理課）
- 1479 道路の供用開始（道路管理課）
- 1480 道路の区域変更（道路管理課）
- 1481 道路の供用開始（道路管理課）
- 1482 道路の区域変更（道路管理課）
- 1483 道路の供用開始（道路管理課）
- 1484 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 1485 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 1486 二級建築士又は木造建築士の免許取消し（建築住宅課）

公 告

特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

選挙管理委員会規程

- 11 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

監査委員公表

監査結果公表（監査委員事務局）

教育委員会告示

- 13 県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定の一部改正（高等学校教育課）

教育委員会公告

- 平成27年4月県立高等学校全日制・定時制等の生徒募集について（高等学校教育課）
- 平成27年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集について（高等学校教育課）

正 誤

- 平成26年9月12日付け県報第71号告示第1295号中（道路管理課）
- 平成26年10月17日付け県報第81号告示第1432号中（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第1475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南魚沼市の南魚沼土地改良区の定款の変更を平成26年10月17日認可した。

平成26年10月28日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第1476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営清水日影地区区画整理（地すべり対策）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県十日町地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成26年10月29日から平成26年11月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
十日町市役所
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1477号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成26年9月1日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社巧悦建築
金井 光一
- 3 主たる営業所の所在地
魚沼市小平尾1675-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第39153号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成26年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社一条工務店長岡
高野 龍夫
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市福山町332-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（特-24）第17411号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カズミ冷機株式会社
数見 由美子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区紫竹1-1-28
-

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第22670号
 - 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
伊藤電気
伊藤 誠一
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市吉浦213-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40738号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
風間工業
風間 孝宏
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市五十公野7051-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42943号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
カエツテック
佐藤 政行
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区大淵777-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43846号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社松井組
松井 康裕
-

- 3 主たる営業所の所在地
妙高市白山町2-2-21
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第10120号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
涌井建設
涌井 トミ子
 - 3 主たる営業所の所在地
中魚沼郡津南町大字谷内1663
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第28583号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エヌ・アイ・アール
渡辺 秀樹
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市新穂潟上1848-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第30026号
 - 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐渡生コン株式会社
渡辺 宣生
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市両津夷267
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41454号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
-

日高商事株式会社

高橋 智則

3 主たる営業所の所在地

新潟市中央区本町通七番町1084

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第15405号

5 処分の内容 防水工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年9月4日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社イカラシ建興

五十嵐 健一

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区針ヶ曾根54

4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第22275号

5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年9月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年9月8日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

小林工務店

小林 源一

3 主たる営業所の所在地

加茂市後須田629

4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第21454号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年9月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成26年9月9日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社びっとランド

澤口 茂利

3 主たる営業所の所在地

十日町市字樋越寅乙416-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43382号

5 処分の内容 建築工事業、電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年9月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年9月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社中越板金
番場 正雄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市山田3-3-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第6977号
 - 5 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
八幡建築
八幡 良行
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市羽黒1052
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42117号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年8月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ガービッジ株式会社
押田 常行
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市宮1713
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第18801号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年9月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社東栄建設
前田 道廣
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市中門前3-9-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第41729号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
あすなるホーム小柳建築
小柳 勝二
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市大友3850-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第38920号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟住建株式会社
坂牧 勝博
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市喜多町201-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第16599号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月24日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
渡辺保温
渡辺 俊一
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市村岡1124
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39189号
 - 5 処分の内容 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成26年9月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
トキワインテリア
西條 公
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市北新保1-21-12
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第42194号
 - 5 処分の内容 建築工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成26年9月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成26年9月30日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社宮川組
宮川 忠助
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区門田100
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-22)第5207号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年10月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北海計電
傳里 尋樹
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市南安野町10-17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第43841号
 - 5 処分の内容 電気工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年10月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
瀧澤建設
瀧澤 賢二
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区中権寺2566-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第43706号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成26年9月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成26年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高橋建装
高橋 輝明
 - 3 主たる営業所の所在地
村上市大欠16-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44396号
-

5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成26年9月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第1478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩沢大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市大木六69番から	新	8.9～15.2メートル	849.0メートル
同市八竜新田185番1まで			
	旧	8.6～17.3メートル	847.5メートル

◎新潟県告示第1479号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 塩沢大和線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市大木六69番から同市八竜新田185番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月28日

◎新潟県告示第1480号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沢口塩沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市大木六254番から	新	7.6～12.0メートル	64.1メートル
同市大木六25番1まで			
	旧	7.6～11.0メートル	63.1メートル

◎新潟県告示第1481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 沢口塩沢線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市大木六254番から同市大木六25番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月28日

◎新潟県告示第1482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静平西三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市下黒山字中津川508番1から	新	3.8～14.7メートル	38.1メートル
同市下黒山字中津川508番1まで			
	旧	3.8～7.2メートル	38.1メートル

◎新潟県告示第1483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 静平西三川線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下黒山字中津川508番1から同市下黒山字中津川508番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月28日

◎新潟県告示第1484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麓一区-1地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

麓一区-2地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区-3地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区-4地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区-5地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(6)地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(7)地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
花見沢地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、境江	次の図のとおり	土石流
樽川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、境江	次の図のとおり	土石流
稲原地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、境江	次の図のとおり	土石流
鷹取場地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
矢川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
楯地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
川中才地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
水ヶ入川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
出来津川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
福王寺沢地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
走出1地区	西蒲原郡弥彦村大字走出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
走出(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字走出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富沢地区	西蒲原郡弥彦村大字走出、弥彦	次の図のとおり	土石流
御殿山地区	西蒲原郡弥彦村大字走出、弥彦	次の図のとおり	土石流
走出沢地区	西蒲原郡弥彦村大字走出、弥彦	次の図のとおり	土石流
観音寺-1地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺-2地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺、弥彦、麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺-3地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中沢地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺、麓	次の図のとおり	土石流
七曲川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、観音寺	次の図のとおり	土石流
下山地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、観音寺	次の図のとおり	土石流
矢楯地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、観音寺	次の図のとおり	土石流
八枚川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、観音寺	次の図のとおり	土石流
狐定専房沢地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、観音寺	次の図のとおり	土石流
中定専房沢地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、観音寺	次の図のとおり	土石流
城山団地地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山頂駅地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－3地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦Ⅲ－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦Ⅲ－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(1)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(3)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(4)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(5)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(6)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(7)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
人喰沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
人喰川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流

吉ガ川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
滝川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
張子川－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
張子川－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
荒城沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
羽黒沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
下ノ原地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本与板(2)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(4)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(5)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(6)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(8)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(9)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(10)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(11)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(12)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(13)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(14)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(17)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(18)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(19)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	土石流
本与板(16)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	土石流

大野積地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野積(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野積(3)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ川地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流
井戸尻川地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流
大野積川地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流
大野積(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流
大野積地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	地すべり
山野田(2)地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢川地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	土石流
山野田(1)地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	地すべり
櫛沢地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
櫛沢(2)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流
櫛沢(3)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流
櫛沢(4)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流
櫛沢(5)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流
櫛沢(6)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流
武道窪地区	長岡市川口武道窪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大原新田(2)地区	魚沼市大原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂子沢地区	魚沼市須原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤土(1)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤土(2)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

赤土(3)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤土(4)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皿津沢川(1)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(2)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(3)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(4)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(5)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
権現堂沢地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
赤土(1)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
赤土(2)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
駒の湯山荘地区	魚沼市大湯温泉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笠島地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	地すべり
笠島地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(2)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(3)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(4)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(5)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(6)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(7)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(8)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(9)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(10)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

笠島(11)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水の入沢地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠坂川(1)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠坂川(2)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠島(1)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠島(2)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
西元寺地区	刈羽郡刈羽村大字西元寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西元寺(2)地区	刈羽郡刈羽村大字西元寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成(2)地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東十日市地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石堂地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成(3)地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中谷地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1485号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
麓一区－1地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区－2地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区－3地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓一区－4地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

麓一区－5地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(6)地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麓(7)地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
樽川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、境江	次の図のとおり	土石流
矢川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
水ヶ入川地区	西蒲原郡弥彦村大字麓	次の図のとおり	土石流
走出1地区	西蒲原郡弥彦村大字走出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
走出(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字走出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺－1地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺－2地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺、弥彦、麓	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
観音寺－3地区	西蒲原郡弥彦村大字観音寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下山地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦、観音寺	次の図のとおり	土石流
中定専房沢地区	西蒲原郡弥彦村大字麓、観音寺	次の図のとおり	土石流
城山団地地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－3地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦Ⅲ－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦Ⅲ－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(1)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(3)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(4)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(5)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

弥彦(6)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
弥彦(7)地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤岩沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
人喰沢地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
人喰川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
吉ガ川地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
張子川－1地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流
張子川－2地区	西蒲原郡弥彦村大字弥彦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本与板(2)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(4)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(5)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(6)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(8)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(9)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(10)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(11)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(12)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(13)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(14)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
本与板(18)地区	長岡市与板町本与板	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野積地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大野積(1)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大野積(3)地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井戸尻川地区	長岡市寺泊野積	次の図のとおり	土石流
山野田(2)地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
増沢川地区	長岡市小国町山野田	次の図のとおり	土石流
櫛沢地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
櫛沢(2)地区	長岡市小国町櫛沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
赤土(2)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤土(3)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤土(4)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
皿津沢川(2)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(3)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(4)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
皿津沢川(5)地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流
権現堂沢地区	魚沼市赤土	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

4 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笠島地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(2)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

笠島(3)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(4)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(5)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(6)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(8)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(9)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(10)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠島(11)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水の入沢地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠坂川(1)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠坂川(2)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
笠島(1)地区	柏崎市大字笠島	次の図のとおり	土石流
西元寺地区	刈羽郡刈羽村大字西元寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西元寺(2)地区	刈羽郡刈羽村大字西元寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成(2)地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東十日市地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石堂地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雪成(3)地区	刈羽郡刈羽村大字十日市	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1486号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉田 裕彦

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成26年7月11日	志賀 繁雄	二級建築士	第4509号	死亡
平成26年7月25日	岡田 恭平	二級建築士	第6520号	申請

平成26年8月8日	宮口 久	二級建築士	第6708号	申請
平成26年8月22日	富樫 彩子	二級建築士	第18463号	申請

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年10月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量
可搬型放射線モニタリングポスト 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年10月17日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社ジェスクホリウチ新潟支店
新潟県新潟市中央区東出来島2番14号
- 7 落札価格
64,152,000円
- 8 入札公告日
平成26年9月5日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年10月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
村上市	(略)	(略)	村上市	(略)	(略)
	特別養護老人ホーム ゆり花園	村上市勝木862 -10		特別養護老人ホーム ゆり花園	村上市勝木862 -10
	特別養護老人ホーム <u>村上まごころの里</u>	村上市大津3689 <u>-2</u>			
(略)			(略)		
聖籠町	特別養護老人ホーム 聖豊はすがた園	北蒲原郡聖籠町 大字蓮潟2249	聖籠町	特別養護老人ホーム 聖豊はすがた園	北蒲原郡聖籠町 大字蓮潟2249
	特別養護老人ホーム <u>聖籠まごころの里</u>	北蒲原郡聖籠町 大字次第浜5298 <u>番地</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

監査委員公表

監 査 結 果 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年10月28日

新潟県監査委員 野 上 信 子

新潟県監査委員 小 島 隆

新潟県監査委員 梅 谷 守

新潟県監査委員 田 宮 強 志

普通会計
(知事政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
政策課	平成26年 7 月 25 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
行政改革推進室	平成26年 7 月 23 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	同 上
政策評価室	平成26年 8 月 5 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	同 上
国際課	平成26年 7 月 31 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 旅券発給手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
東京事務所	平成26年 7 月 8 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財政課	平成26年 7 月 29 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
人事課	平成26年 7 月 31 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
大学・私学振興課	平成26年 7 月 29 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県民生活課	平成26年 8 月 5 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
震災復興支援課	平成26年 8 月 7 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	同 上
広域支援対策課	平成26年 8 月 20 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項

(防災局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
防災企画課	平成26年 7 月 28 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
危機対策課	平成26年 7 月 23 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項 契約の解除に関する事項
原子力安全対策課	平成26年 7 月 23 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 契約・支出情報の公表に関する事項
放射能対策課	平成26年 7 月 28 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
福祉保健課	平成26年 8 月 5 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 住宅新築資金等貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分341件14,211,038円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項
医師・看護職員確保対策課	平成26年 7 月 30 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 看護師等修学資金返金について、決算日現在、過年度調定分64件1,299,000円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
児童家庭課	平成26年 7 月 30 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 母子寡婦福祉資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分19,556件108,128,893円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 児童扶養手当返納金収入について、決算日現在、過年度調定分296件3,657,930円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 収入事務手続に関する事項 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項

(産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
産業政策課	平成26年 8 月 1 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
産業振興課	平成26年 7 月 23 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	同 上
商業振興課	平成26年 8 月 18 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(指摘事項) 1 設備合理化資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分39件16,325,148円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 中小企業支援資金貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分107件899,035,498円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 (注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
労政雇用課	平成26年 7 月 28 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	適正と認めた。
職業能力開発課	平成26年 7 月 29 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
観光局交流企画課	平成26年 7 月 29 日	平成25年度	平成25年 4 月 1 日から 平成26年 3 月 31 日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項

(農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域農政推進課	平成26年7月29日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
農産園芸課	平成26年8月6日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 物品の管理に関する事項
経営普及課	平成26年8月6日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(指摘事項) 1 林業改善資金貸付事業収入について、決算日現在、過年度調定分39件57,242,042円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 2 農林水産費貸付金収入について、決算日現在、過年度調定分9件14,842,514円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。 3 農業関係雇用創出基金事業の委託料返還請求に係る過年度収入について、決算日現在、過年度調定分14件18,951,653円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
食品・流通課	平成26年7月25日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
水産課	平成26年7月29日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
漁港課	平成26年7月25日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
林政課	平成26年8月6日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上

(農地部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農地建設課	平成26年8月1日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
農地整備課	平成26年7月22日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上

(土木部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
技術管理課	平成26年8月18日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品に係る帳簿及び書類等に関する事項
河川管理課	平成26年8月20日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
都市局都市政策課	平成26年8月8日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同 上

(交通政策局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
交通政策課	平成26年7月31日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。

港湾振興課	平成26年8月7日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
港湾整備課	平成26年8月5日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	同上
空港課	平成26年8月5日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(新発田地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉環境部	平成26年6月27日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 支出事務手続に関する事項
農業振興部	平成26年6月10日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
地域整備部	平成26年7月7日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項 文書管理に関する事項

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年6月20日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
農林振興部	平成26年7月7日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。
地域整備部	平成26年7月30日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する 事項 文書管理に関する事項
新津農業振興部	平成26年7月25日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 支出事務手続に関する事項
巻農業振興部	平成26年6月20日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
津川地区振興事務所	平成26年7月31日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成26年6月30日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
地域整備部	平成26年7月2日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 物品の管理に関する事項

(長岡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年 7月10日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
健康福祉環境部	平成26年 7月 1日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	(指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分515件4,686,360円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 生活保護費返還金収入(生活保護法第63条)について、決算日現在、過年度調定分1件1,040,000円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
農林振興部	平成26年 8月20日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 物品の管理に関する事項
地域整備部	平成26年 8月 1日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県管理施設の維持管理に関する事項 設計図書(設計書、図面、仕様書等)に関する事項 交通事故に関する事項

(魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成26年 7月 2日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	適正と認めた。

(南魚沼地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成26年 8月 4日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 物品の管理に関する事項

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成26年 7月22日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	適正と認めた。

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業振興部	平成26年 6月23日	平成25年度	平成25年 4月 1日から 平成26年 3月31日まで	適正と認めた。

地域整備部	平成26年7月8日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	<p>(指摘事項) 職員が平成25年7月10日公用車を運転中、前方確認を怠ったため、停止車両に追突したなどの交通事故が4件あり、相手方に656,800円の損害賠償をしたほか、公用車1台の廃車及び修理費等として754,041円を支出したものがあった。 安全運転の徹底に努められたい。</p> <p>(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項</p>
-------	-----------	--------	-------------------------	--

(上越地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成26年7月9日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
健康福祉環境部	平成26年7月9日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	<p>(指摘事項) 1 児童家庭費負担金収入について、決算日現在、過年度調定分605件4,583,970円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。 2 障害福祉費負担金収入(児童福祉施設)について、決算日現在、過年度調定分78件2,032,900円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>(注意事項) 支出事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
農林振興部	平成26年7月4日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
農林振興部 上越東農林事務所	平成26年7月4日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	同上
地域整備部	平成26年6月24日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	<p>(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項 物品の管理に関する事項</p>
地域整備部 上越東維持管理事務所	平成26年6月24日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。
妙高砂防事務所	平成26年6月12日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	<p>(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項</p>
直江津港湾事務所	平成26年7月22日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	適正と認めた。

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
地域整備部	平成26年6月30日	平成25年度	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	<p>(指摘事項) 京ヶ峰1丁目地区防災・安全(急傾)公開・大規模工事他1件において、吹付枠工及びラス張工の市場単価の施工規模補正等を誤ったため、合計2,072,700円過大設計になっていた。 担当者の積算能力向上のための研修の充実や所属内でのチェック体制を見直すなど積算誤りの発生防止に努められたい。</p> <p>(注意事項) 県管理施設の維持管理に関する事項</p>

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農林水産振興部	平成26年7月14日から 平成26年7月15日まで	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 県有財産の管理に関する事項
地域整備部	平成26年7月14日から 平成26年7月15日まで	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 契約及び履行確認に関する事項 交通事故に関する事項

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
財務課	平成26年8月7日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
義務教育課	平成26年7月31日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
高等学校教育課	平成26年7月30日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	(指摘事項) 新潟県奨学金貸付金等収入について、決算日現在、過年度調定分1,516件69,694,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。
保健体育課	平成26年7月28日	平成25年度	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	適正と認めた。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第13号

県立学校の名称、位置、課程、学科、部及び収容定員等の指定（平成5年新潟県教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成26年10月28日

新潟県教育委員会

委員長職務代理者 外山 迪子

次の表の改正前の欄の表中太線に囲まれた部分を、同表の改正後の太線に囲まれた部分に改める。

改正後								改正前									
別表第2 県立高等学校								別表第2 県立高等学校									
県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員				県立学校の名称		全日制の課程の学科	定時制の課程の学科	通信制の課程の学科	収容定員			
本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	本校名	分校名				第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
(略)								(略)									
新潟県立十日町高等学校		普通			280	280	320	新潟県立十日町高等学校		普通			280	320	320		
			普通		40	40	40		40		普通			40	40	40	40
	松之山	普通			40	40	40										
(略)								(略)									
新潟県立高田高等学校		普通			240	240	240	新潟県立高田高等学校		普通			240	240	240		
			理数		40	40	40				理数			40	40	40	
	安塚	普通			40												
(略)								(略)									
新潟県立安塚高等学校		普通			40	80		新潟県立安塚高等学校		普通			40	80	80		
(略)								(略)	松之山	普通			40	40	40		
(略)								(略)									

教育委員会公告

平成27年4月県立高等学校の全日制・定時制等の生徒募集について（公告）

平成27年4月県立高等学校の全日制の課程・定時制の課程のそれぞれの第1学年に入学させる生徒並びに通信制の課程の生徒を次により募集する。

平成26年10月28日

新潟県教育委員会 教育長 高井 盛 雄

1 全日制の課程

学 校 名	学科名	学級数	生徒数
村上高等学校	普通	5学級	200人
村上桜ヶ丘高等学校	総合 (単位制)	4学級	160人
中条高等学校	普通	4学級	160人
新発田高等学校	普通	6学級	240人
	理数	1学級	40人
	計	7学級	280人
西新発田高等学校	普通	4学級	160人
新発田南高等学校	普通	4学級	160人
	機械工学	1学級	40人
	電子情報工学	1学級	40人
	建築工学	1学級	40人
	土木工学	1学級	40人
	計	8学級	320人
新発田農業高等学校	生物資源	2学級	80人
	食品科学	1学級	40人
	環境科学	1学級	40人
	計	4学級	160人
新発田商業高等学校	商業	4学級	160人
	情報処理	1学級	40人
	計	5学級	200人
阿賀野高等学校	普通	4学級	160人

阿賀黎明高等学校	普 通	2 学級	80人
五泉高等学校	総 合 (単位制)	6 学級	240人
村松高等学校	普 通	3 学級	120人
新津高等学校	普 通	7 学級	280人
新津工業高等学校	工業マイスター	1 学級	40人
	生産工学	1 学級	40人
	ロボット工学	1 学級	40人
	日本建築	1 学級	30人
	計	4 学級	150人
新津南高等学校	普 通	5 学級	200人
豊栄高等学校	普 通	4 学級	160人
新潟北高等学校	普 通	8 学級	320人
新潟東高等学校	普 通	8 学級	320人
新潟高等学校	普 通	7 学級	280人
	理 数	2 学級	80人
	計	9 学級	360人
新潟中央高等学校	普 通	6 学級	240人
	普通 (学究コース)	2 学級	80人
	食 物	1 学級	40人
	音 楽	1 学級	40人
	計	10 学級	400人
新潟南高等学校	普 通	8 学級	320人
	普通 (理数コース)	1 学級	40人
	計	9 学級	360人
新潟江南高等学校	普 通	8 学級	320人
新潟商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
	情報処理	2 学級	80人
	国際教養	2 学級	80人
	計	9 学級	360人
新潟向陽高等学校	普 通	7 学級	280人
白根高等学校	普 通	3 学級	120人
新潟西高等学校	普 通	6 学級	240人
	普通 (学励コース)	2 学級	80人
	計	8 学級	320人
新潟工業高等学校	機 械	2 学級	80人
	電 気	2 学級	80人
	建築 (建築コース)	1 学級	40人
	建築 (建築設備コース)	1 学級	40人
	土 木	1 学級	40人
	工業化学	1 学級	40人
	計	8 学級	320人
巻高等学校	普 通 (単位制)	8 学級	320人
巻総合高等学校	総 合 (単位制)	6 学級	240人
吉田高等学校	普 通	5 学級	200人
分水高等学校	普 通	3 学級	120人

三条高等学校	普 通	7 学級	280人
三条東高等学校	普 通	7 学級	280人
新潟県中央工業高等学校	機械加工	2 学級	80人
	電子機械	1 学級	40人
	情報電子	1 学級	40人
	建設工学	1 学級	40人
	計	5 学級	200人
三条商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
加茂高等学校	普 通	5 学級	200人
加茂農林高等学校	生産技術	3 学級	120人
	食品技術	1 学級	40人
	生物工学	1 学級	40人
	環境緑地	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
見附高等学校	普 通	4 学級	160人
長岡高等学校	普 通	6 学級	240人
	理 数	2 学級	80人
	計	8 学級	320人
長岡大手高等学校	普 通	6 学級	240人
	家 政	1 学級	40人
	計	7 学級	280人
長岡向陵高等学校	普 通	7 学級	280人
長岡農業高等学校	生産技術	2 学級	80人
	食品科学	1 学級	40人
	生活環境	1 学級	40人
	計	4 学級	160人
長岡工業高等学校	機械工学	2 学級	80人
	電気電子工学	2 学級	80人
	物質工学	1 学級	40人
	産業デザイン	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
長岡商業高等学校	総合ビジネス	5 学級	200人
	情報ビジネス	1 学級	40人
	計	6 学級	240人
正徳館高等学校	普 通	2 学級	80人
栃尾高等学校	総 合 (単位制)	3 学級	120人
小千谷高等学校	普 通	6 学級	240人
小千谷西高等学校	総 合 (単位制)	4 学級	160人
小出高等学校	普 通	4 学級	160人
国際情報高等学校	国際文化	2 学級	80人
	情報科学	2 学級	80人
	計	4 学級	160人
六日町高等学校	普 通	6 学級	240人
八海高等学校	普 通	1 学級	40人
	家庭福祉	1 学級	40人
	体 育	1 学級	40人
	計	3 学級	120人

塩沢商工高等学校	機械システム	2学級	80人
	商 業	2学級	80人
	計	4学級	160人
十日町高等学校	普 通	7学級	280人
松之山分校	普 通 計	1学級	40人
		8学級	320人
十日町総合高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
川西高等学校	普 通	2学級	80人
松代高等学校	普 通	2学級	80人
柏崎高等学校	普 通 普通(理数コース) 計	4学級	160人
		1学級	40人
		5学級	200人
柏崎常盤高等学校	普 通	4学級	160人
柏崎総合高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
柏崎工業高等学校	機 械 電子機械 電 気 工業化学 計	1学級	40人
		4学級	160人
久比岐高等学校	普 通	3学級	120人
高田高等学校	普 通 理 数	6学級	240人
		1学級	40人
安塚分校	普 通 計	1学級	40人
		8学級	320人
高田北城高等学校	普 通 生活文化 計	6学級	240人
		1学級	40人
		7学級	280人
高田農業高等学校	生物資源 食品科学 農業土木 計	2学級	80人
		1学級	40人
		1学級	40人
		4学級	160人
上越総合技術高等学校	機械工学 メカトロニクス 電子情報 電気工学 建築・デザイン 環境土木 計	1学級	40人
		6学級	240人
高田商業高等学校	総合ビジネス	4学級	160人
有恒高等学校	普 通	2学級	80人
新井高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
糸魚川高等学校	普 通	5学級	200人
糸魚川白嶺高等学校	総 合 (単位制)	4学級	160人
海洋高等学校	水産資源 海洋開発	1学級	40人
		1学級	40人

	計	2学級	80人
佐渡高等学校	普通	5学級	200人
羽茂高等学校	普通	2学級	80人
佐渡総合高等学校	総合 (単位制)	4学級	160人

募集方法について

上越総合技術高等学校は「機械工学科」と「メカトロニクス科」を「機械工学系」、「電子情報科」と「電気工学科」を「電気・情報系」、「建築・デザイン科」と「環境土木科」を「住環境系」として、系ごとに募集し、新発田南高等学校、新発田農業高等学校、新潟県央工業高等学校、加茂農林高等学校、長岡農業高等学校、長岡工業高等学校、柏崎工業高等学校、高田農業高等学校、海洋高等学校は全学科を一括して募集する。

また、阿賀黎明高等学校の学級数及び生徒数には、併設の阿賀黎明中学校からの進学者の学級数及び生徒数(1学級40人)を含む。

2 定時制の課程

学校名	学科名	学級数	生徒数
荒川高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
新発田南高等学校 豊浦分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人
新潟翠江高等学校	普通(午前部)	2学級	70人
	(午後部)	1学級	35人
	(単位制) 計	3学級	105人
長岡明德高等学校	普通(午前部)	3学級	105人
	(夜間部)	1学級	35人
	(単位制) 計	4学級	140人
堀之内高等学校	普通(午前部)	2学級	70人
	(午後部)	1学級	35人
	(単位制) 計	3学級	105人
十日町高等学校	普通	1学級	40人
出雲崎高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
高田南城高等学校	普通(午前部) (単位制)	2学級	70人
佐渡高等学校 相川分校	普通(午前部) (単位制)	1学級	35人

3 通信制の課程

学校名	学科名	生徒数
新潟翠江高等学校	普通	若干人
高田南城高等学校	普通	若干人

平成27年4月県立中学校及び県立中等教育学校の生徒募集について(公告)

平成27年4月県立中学校及び県立中等教育学校のそれぞれの第1学年に入学させる生徒を次により募集する。

平成26年10月28日

新潟県教育委員会 教育長 高井盛雄

1 県立中学校

学 校 名	学級数	生徒数
阿賀黎明中学校	1 学級	40人

2 県立中等教育学校

学 校 名	学級数	生徒数
村上中等教育学校	2 学級	80人
燕中等教育学校	2 学級	80人
津南中等教育学校	2 学級	80人
柏崎翔洋中等教育学校	2 学級	80人
直江津中等教育学校	3 学級	120人
佐渡中等教育学校	2 学級	80人

出願資格

県立中学校又は県立中等教育学校の入学者選抜に出願することができる者は、平成27年3月に小学校又は特別支援学校の小学部を卒業見込みの者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者（児童に対して親権を有する者をいい、親権を有する者がいないときは、未成年後見人をいう。）とともに居住する自宅から通学可能な者
- (2) 新潟県教育委員会教育長が、特別に受検資格を承認した者

正 誤

平成 26 年 9 月 12 日付け新潟県告示第 1295 号（道路の区域変更）中

ページ	行	誤	正
9	18	同市大字戸野目字三反田171番 1	同市大字戸野目字三反田171番 1 まで

平成 26 年 10 月 17 日付け新潟県告示第 1432 号（道路の供用開始）中

ページ	行	誤	正
7	8	後田黒田脇野田停車場線	後谷黒田脇野田停車場線